

詳細は担当課へお問い合わせください

療育手帳

知的障がいのある方が、各種サービスを受けるために利用する手帳を交付します。

- 手続き場所 こども未来課
- 手続き方法 申請をいただいた後、児童相談所（知的障がい者更生相談所）より面接日の通知があります。
- 必要なもの 写真（4cm×3cm）、認印

身体障害者手帳

身体障害者福祉法などに基づく各種サービスを受けるために必要な手帳を交付します。

- 手続き場所 健康福祉課 障がい支援係
- 対象者 視覚や聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能などに永続すると認められる障がいのある人
- 必要なもの 医師の診断書、写真

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方の福祉や社会参加、社会復帰をしやすくするために交付しています。

- 手続き場所 健康福祉課 障がい支援係
- 対象者 精神障がいまたは発達障害のために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人
- 必要なもの 医師の診断書または精神障がいを支給理由とする障害年金の年金証書など、写真

紙おむつ購入助成券の支給

寝たきりで常時おむつを使用している重度心身障がい者に、紙おむつ購入助成券（1枚2,000円）を年間に12枚支給します。市内の薬局で、希望する種類のおむつとお引き換えください。

手続き場所 加茂市社会福祉協議会

対象者 重度心身障がい者（身障手帳1・2級、療育手帳A）

タクシー利用券の支給

タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。

手続き場所 加茂市社会福祉協議会

対象者 身障手帳1・2級及び3級の一部、療育手帳A、
精神保健福祉手帳1級所持者

特別児童扶養手当

20歳未満の重度または中度の精神あるいは身体に障がいのある子どもを養育している保護者に支給します。保護者の所得が一定額以上の方は支給されません。

手続き場所 こども未来課

対象者 父または母、父母以外の養育者

支給要件 ①障がいを事由とする公的年金を受給していない
②法令に定める障がいの状態にある
③児童福祉施設などに入所していない

支給時期 4、8、11月に前月までの4か月分をまとめて支給

必要なもの 診断書、戸籍謄本（請求者とお子さんのもの）、
療育手帳など（お持ちの方）、振込口座申出書、認印

未熟児養育医療

指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療費の給付を行う制度です。世帯の所得額に応じて自己負担金が生じますが、子ども医療費助成で全額助成します。

手続き場所 健康福祉課 保険医療係

対象者 未熟児養育医療母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたもの

障害児福祉手当

20歳未満の重度の障がいのために日常生活で常時介護が必要な児童に支給します。保護者の所得が一定額以上の方は支給されません。

手続き場所 健康福祉課 障がい支援係

対象者 ①障がいを事由とする公的年金を受給していない
②児童福祉施設などに入所していない

支給時期 2、5、8、11月に前月までの3か月分をまとめて支給

必要なもの 診断書、所得状況届、戸籍謄本または抄本、
マイナンバーがわかる書類、療育手帳など（お持ちの方）、
通帳、口座振込申込書、認印

療育教室（えくぼ会）

えくぼ会とは、ことばや発達に心配のあるお子さんが親子遊びを通して、お子さんの興味・関心を広げるなどの発達を促す教室です。保護者に対してはお子さんへの関わり方や子育てなどについて保健師や保育士が相談・アドバイスを行います。

お問い合わせ こども未来課

幼児ことばの教室

ことばの遅れや発音の誤りがあつたり、滑らかに話せなかったりする年少～年長児のための教室です。一人ひとりのお子さんの状態に応じて、個別指導を行います。

手続き方法 園に在籍している方は、まず園にご相談ください。
その後、こども未来課にご連絡ください。

児童発達支援

【児童発達支援】

心身の発達が気になる就学前の乳幼児が安心して日常生活を送るための支援・訓練を行う通所型福祉サービスです。通所に必要な受給者証の発行については、こども未来課で手続きができますのでお問い合わせください。

**令和4年現在
利用がある事業所** キッズ倶楽部（三条市）、つばめ療育館（燕市）
スパークスタジオ県央（三条市）、ユニコーン（長岡市）、
長岡療育園（長岡市）など

【医療型児童発達支援】

身体機能に障がいのある就学前の乳幼児が児童発達支援および治療を行います。

施設 はまぐみ小児療育センター（新潟市）

放課後等デイサービス

放課後等デイサービスとは、小学1年生から高校3年生（6歳から18歳。特例で20歳まで）の障がいを持っているお子さんが利用できる福祉サービス施設です。通所に必要な受給者証の発行については、こども未来課で手続きができますのでお問い合わせください。

提供事業所 わくわくクラブ（加茂市）、ピース（加茂市）など

自立支援医療（育成医療）

日常生活能力の向上のため、障がいの軽減・除去に必要な医療（手術など）の給付を行います。

手続き場所 こども未来課

対象者 身体に障がいがあるか、またはその障がいを残すと認められる
18歳未満の児童

自立支援医療（更生医療）

日常生活を容易にするため障がいの軽減・除去を目的とした医療の給付を行います。

手続き場所 健康福祉課 障がい支援係

対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいの通院医療を受ける場合、医療費の9割を公費で負担する制度です。

手続き場所 健康福祉課 障がい支援係

対象者 精神疾患を有する人のうち、当該疾患にかかる通院医療を受けている人

ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担額を一部助成します。保護者の所得が一定額以上の方などは対象外です。

手続き場所 健康福祉課 保険医療係

対象者 母子・父子家庭などで児童（18歳になる年の年度末までの児童）およびその保護者

必要なもの 保険証、認印

児童扶養手当

離婚などにより児童（18歳になる年の年度末までの児童。一定の障がいがある児童は20歳になるまで）が父または母と生計を同じくしていないときなどにその児童を養育している父または母、養育者に支給されます。保護者の所得が一定額以上の方は支給されません。

手続き場所 こども未来課

対象者

- ① 父または母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童

支給時期 奇数月に前月までの2か月分をまとめて支給

必要なもの マイナンバーがわかる書類、戸籍謄本（請求者とお子さんのもの）、振込先口座の通帳、年金手帳、認印

JR 通勤定期券割引制度

児童扶養手当受給者、生活保護世帯の方の通勤定期代が3割引になります。

手続き場所 こども未来課

必要なもの 児童扶養手当証書、認印、写真(3cm×4cm、6か月以内撮影のもの)

母子寡婦福祉資金貸付

20歳未満の児童を扶養している母子家庭及び寡婦の方に、県が貸し付けます。修学資金など13種類の資金があります。

手続き場所 三条地域振興局 健康福祉環境部地域福祉課 (TEL: 0256-36-2232)

対象者 母子・父子家庭などで児童(18歳になる年の年度末までの児童)およびその保護者

子どもの未来応援プロジェクト(こども宅食応援活動)

「フードバンクかも・たがみ」では、個人や企業などから食品や日用品、農産物の寄付を受け、それを必要とする家庭や福祉施設、こども食堂などに無償で提供しています。

手続き場所 コミュニティセンター古民家巣立ち

対象者 ひとり親家庭などで経済的な困難さを抱えているが頼り先が得られない世帯

お問い合わせ 市民活動支援センター・フードバンク事務局 (TEL: 0256-34-8960)

除雪費用の助成

住宅の屋根などの除雪に要した費用の一部を助成します。ただし、所得が一定額以上の方は対象になりません。

助成額 ①1回あたり助成金11,000円を上限とし、3回まで助成
②11,000円未満の場合は実費を助成

手続き場所 加茂市社会福祉協議会

対象者 母子家庭などで、親戚や知人などの協力が得られない世帯

虐待の相談について

虐待かもと思ったときは、市役所や児童相談所へすぐに相談してください。通告・相談は匿名で行うことができます。

お問い合わせ こども未来課

児童相談所虐待対応ダイヤル **189** (通話無料)

DVの相談について

【DV相談ナビ】

配偶者などからの暴力、性犯罪、売春強要、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害について、どこに相談すればよいか分からない方のために全国共通の相談窓口があります。

お問い合わせ 専用ダイヤル **#8008**

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域の相談役として活動する委員です。生活の中でお困りのことがありましたら、お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。各委員の連絡先などについては、健康福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ 健康福祉課 福祉係